

出先機関の原則廃止に係る「作用法に規定がある事務・権限等の移譲の検討」等に関する意見募集結果（概要）

内閣府地域主権戦略室

1 実施概要

- ・「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成）」、「当てはめ修正試案」等を対象とし、「当てはめ修正試案」に対する3省の回答もホームページ上に掲載。
- ・意見提出期間：平成24年5月11日（金）～平成24年5月24日（木）

2 結果の概要等

（1）総括

回答総数：149件（賛成5件、反対144件）

（地域別内訳）

- ・関西：11件、九州：28件、四国8件、その他102件

（属性別内訳）

- ・基礎自治体：66件（うち64件は市町村長名で提出）、団体：28件、個人：55件

（機関別内訳）

経済産業局に対する意見：1件

地方整備局に対する意見：40件

地方環境事務所に対する意見：33件

（2）総論（基本構成含む）に関する主な意見

- ・基本構成案について、権限移譲先として規定されている広域連合等について市町村の参加が規定されていない。広域連合では災害時の危機管理体制に大きな疑問が残るうえに、財源も明確ではない。（自治体）
- ・災害時の危機管理体制や財源、ブロック内での利害調整などの検討が十分行われていない。この移譲を行う根本的な部分について、国民への説明がないまま議論が進められるのは理解しがたい。（個人）
- ・基礎自治体である市町村の意見を踏まえ、拙速な議論にならないようにすることを強く望む（自治体）
- ・基礎自治体が担えない事務は広域自治体が担い、国は広域自治体が担えない事務を担うことにより、本来果たすべき役割を重点的に担うこととする地域主権改革の方向性に、大きな相違はない。ただ、特定広域連合の創設により四重構造となる。政府は同制度が将来の道州制につながる一里塚と

なるように詳細設計すべき。(団体)

(3) 各論に関する主な意見

- ・今回の震災の際、迅速かつ適切に対応したのが地方整備局であり、国土の保全は国が責任を持って実施すべき。(自治体)
- ・地方整備局には地域の災害に、身近なところでいつも対応してもらっている。我々にとって地方整備局は命綱であり、安心、安全のためにも存続を希望。(個人)
- ・国道の建設や管理を通し、地方整備局は地方の発展に大きく寄与してきた。出先機関がなくなった場合、近い将来起こるとされる大地震に対する迅速、的確な対応に支障をきたしかねず、地方整備局の存続を強く望む。(自治体)
- ・事務、権限の地方への移譲は、国土の発展の責任を地方に転嫁するもの。災害対応も地方整備局が一番適しており、インフラの整備なども地方整備局が担うべきである。地方整備局を廃止してはいけない。(個人)
- ・大災害の際、高度な専門知識や技術を持った地方整備局は大きな役割を果たしており、地方にはないもの。全国で蓄積された豊富な知識、ノウハウ、経験など、自治体にはない必要な人材と最新の機材を確保しており、地方への移管には反対。(個人)
- ・国立公園の管理や絶滅危惧種の保護などは国が責任を持って管理すべき。また、国際的基準に基づいても国が引き続き管理するべきであり、地方環境事務所の存続を求める。(団体)
- ・日本が誇る美しい自然は国が管理してきたから。地方に権限が移譲されてしまえば、地方の利益が優先され、自然が破壊されかねない。(個人)
- ・地域の自然は環境省が守ってきてこそ保たれてきた。地方への移譲は、大幅な質の低下を招きかねない。国際的な要請からも、地方環境事務所の役割は増大、多様化しており、むしろ増設してほしい。(自治体)
- ・専門知識や技術に長けたレンジャーが環境保全に大きな役割を担っており、移管された場合、人材の育成に大きな支障をきたす可能性がある。(個人)
- ・中小企業組合にとって、手続きの負担の軽減や行政サービス、相談などを受けやすくなる。(団体)

※(2)及び(3)は原則として20件以上の意見を抽出して記載。